

養育医療措置費負担金徴収基準額表

世帯の市民税額等の状況により、自己負担の基準額（月の初日から末日まで入院した場合の自己負担額）は次の表のとおりとなります。

実際に負担していただく金額については、この基準額と入院日数をもとに算出し、後日納入通知書でお知らせします。

例：D5（基準額34,800円）の世帯の乳児が4月に20日間入院した場合

34,800（円）×20/30（日）＝23,200円をお支払いただきます（10円未満切り捨て）。

階層区分	世帯の階層細区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額	
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	
B階層	A階層を除く世帯のうち、当該年度分の市町村民税が非課税の世帯		2,600	260	
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		5,400	540	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額15,000円以下	D1階層	7,900	790
		15,001～21,000円	D2階層	10,800	1,080
		21,001～51,000円	D3階層	16,200	1,620
		51,001～87,000円	D4階層	22,400	2,240
		87,001～171,300円	D5階層	34,800	3,480
		171,301～252,100円	D6階層	49,400	4,940
		252,101～342,100円	D7階層	65,000	6,500
		342,101～450,100円	D8階層	82,400	8,240
		450,101～579,000円	D9階層	102,000	10,200
		579,001～700,900円	D10階層	123,400	12,340
		700,901～849,000円	D11階層	147,000	14,700
		849,001～1,041,000円	D12階層	172,500	17,250
		1,041,001～1,222,500円	D13階層	199,900	19,990
		1,222,501～1,423,500円	D14階層	229,400	22,940
		1,423,501円以上	D15階層	全額	左の徴収基準月額 の10%。 ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ※寄附金控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除は、適用しない税額で判断します。 </div>					

【備考】同一世帯から2人以上の児童が同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の負担基準月額による算定額が最も多額となる児童以外の児童については、加算基準月額（負担基準月額の1/10）により自己負担額を算定します。